

中部運輸局自動車交通部

令和7年7月1日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
宮川、磯野 TEL 052-952-8082
中部運輸局 福井運輸支局 輸送・監査担当
加藤、荒井 TEL 0776-34-1602

貸切バス事業者を事業停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して事業停止処分等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：有限会社 鼓松（代表取締役 時岡 明秀）
住 所：福井県大飯郡高浜町宮崎43号27番地
営 業 所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和7年7月1日
処分内容：①事業停止処分（124日間）
②文書警告

3. 監査端緒

法令違反が疑われる継続的な監視が必要な事業者であるため。

4. 主な違反内容及び違反条項

- （1）運賃・料金の収受が不適切であった。
（道路運送法第9条の2第1項）
- （2）営業所において、運賃及び料金を掲示していなかった。
（道路運送法第12条第1項）
- （3）発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。
（道路運送法第20条）

- (4) 運送引受書の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
- (5) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- (6) 点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- (7) 点呼の記録を保存していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (8) 運行指示書を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- (9) 運行指示書の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- (10) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヵ月点検)を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- (11) 整備管理者の研修を受講させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
- (12) 運行管理規程の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)
- (13) 輸送の安全にかかわる情報の告示で定める項目を満たしていなかった。
(道路運送法第29条の3)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 37点
- ・当該事業者の累積違反点数 61点